

### 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

# 自治体組織

岡山大学大学院社会文化科学研究科非常勤講師  
宇那木正寛

**今回のポイント!**  
自治体の統治機構とそれに関連する重要な問題について学びましょう

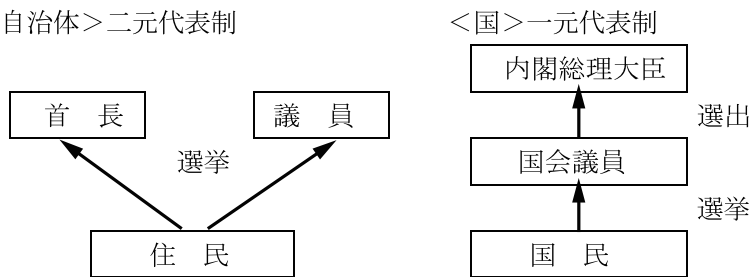
### ① 自治体統治機構の特徴

自治体の統治機構は、二元代表制であるといわれます。二元代表制といわれるのは、長と議会の議員がともに住民の直接の選挙で選ばれるからです（憲法93条2項）。国は、国会議員のみが国民の選挙により選出され、内閣総理大臣は国民から直接には選出されません（一元代表制）。この点で、国のシステムとは異なります。自治体では、長と議会の議員は、それぞれ住民の直接の選挙により選出されるため、民主的正統性をいずれも有しているといえます。この二元代表制ですが、長は、予算の提出についての専権を有しているなど、強い権限を有しています。

ところで、議院内閣制における日本の国会は、**国権の最高機関**です（憲法41条）。行政

を担当する内閣の首班である内閣総理大臣は、国会が指名します。この首班指名をめぐって、与野党が形成されることとなります。内閣総理大臣を選出する与党は、内閣と一体となつて政策を推進するわけです。これに対して野党は、政策提起や政策批判を通じて政権交代を目指すということとなります。

図6-1 統治機構の比較  
＜自治体＞二元代表制



体、自治体の議会は、議事機関とされています（憲法93条）。議会には長の選出には無関係なので、国会と同じ意味での与野党は存在しないといえます。長の与党

といわれることがありますが、これは、長を政治的に支持する議員団のことです。このように考えると、長の選出機能を果たさない自治体の議会は、どのような役割を果たしているのでしょうか。大きく分けると、長の政策立案や業務の執行について監視する役割、自治体としての意思決定に関与する役割、そして政策の提言の役割です。この政策の提言機能は、近年、特にその強化が求められている機能です。

## 2 議会の権能

まず大きな権限を持つ長に対する監視統制機能についてです。その内容として大きく分けると4つあるといわれています。1つ目は議決権です。議会は長から提出された議案・予算案などの議決権をもっています（自治法96条1項）。2つ目は、**首長の不信任議決権**です。議会は3分の2以上の出席、4分の3以上の賛成で首長の不信任を議決できます（自治法178条）。3つ目は、**特別職人事への同意権**です（自治法162条など）。4つ目は**議会の調査権**です（自治法100条）。

## 3 長の権能

自治体の統治機関として長（地方公共団体の長）があります。長は、議会が議事機関であるのに対して、執行機関に位置づけられています（自治法第7章）。自治法147条は、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と定め、また、148条は「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」と定め、多くの権限が長に集中しています。もちろん、自治体の執行機関は、長以外にも教育委員会や選挙管理委員会をはじめとする行政委員会があり、自治体唯一の執行機関というわけではありません。

この長の主な権限は次の4つです。1つ目は**予算編成権**です。長は予算案を調製する権限を独占的に有しており、議会に対し予算案を提出することができます（自治法149条2号）。要は長が自治体の政策の企画立案及び事業の執行について第一次的決定権限を有しているのです。2つ目は、**規則制定権**を有しているということです（自治法15条）。3つ目は**人事権**です。長は、副知事、副市長といった特別職の任免権のほか、一般職の職員に対する**任免権**をもっています（自治法

162条、172条2項など）。最後に組織編成権です。長は、自ら所管する局、部、課、出先機関の組織を編成する権限を有しています（自治法158条など）。

## 4 長の組織編成権

長が、所管する組織についての編成権を有していることは、前記のとおりです。ただ、組織編成権については、注意しておかなければならない点があります。二元代表制の原則を貫くと、長が自ら所管する組織については自らの権限で、だれに関与されることもなく、組織できるはずですが、自治法158条1項は「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」と規定しています。また、自治法138条の4第3項は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」として

います。このように、長の所管である直近下部の組織や附属機関を設置する場合には、「条例」で、つまりは、議会の関与を認める立法になっていきます。長の組織編成権との関係はどのように考えたらいいのでしょうか。いくら首長の所管の組織であっても、直近下部の組織や附属機関は、自治体行政の運営や住民の生活に対して大きな影響を与えます。そうした観点から、これらの組織の設置に関しては、議会の関与を認める制度になっていると考えられます。これら以外の組織については、原則にもどおり、議会の関与なしに、長が自らの判断と責任において、設置すべきこととなります（自治法138条の2）。現実には、条例設置が必要とされる組織以外の組織の設置については、ほとんどの場合、規則で設置されています。

なお、二元代表制の理念を厳格に貫徹し、議会の関与（条例）による設置は議会と首長の権限の配分を侵すものであり、不適切という考えもあるでしょう。しかし、現実には、議会の関与が必要とされない組織の編成においても、議会の委員会等で報告し、了解を得るのが通常の組織運営の常道であり、議会の関与（条例設置）を完全に排除すべきであるという理屈にはあまり妥当性がないように思っています。

ところで、総合出先機関（支庁、地方事務所、区の事務所、支所、出張所）については、その位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならないとされています（自治法155条2項、252条の20第2項）。条例設置の対象となっているのは、組織そのものではなく、組織がおかれる場所、名称、所管区域です。設置場所等が条例事項とされているのは、当該事項が住民の生活に大きな影響を及ぼすと考えられているからです。この総合出先機関に置かれる組織は、直近下部の組織とは異なり、首長が自らの判断と責任において組織を編成することになります。住民票の写しの交付のみといった特定の事務しか行わない、いわゆるサービスクーナーのような組織は、ここでいう総合出先機関にはあらず、その設置場所を条例で定める必要はありません。実務上は規則で定められています。

〈自治法158条の規定により直近下部の内部組織を条例で定めた例〉  
岡山市の組織及びその任務に関する条例  
（目的）  
第1条 この条例は、市民本位の効率的、効果的な市政運営を行うため、市の組織及びその任務を定め、もって国際的にも

通用する中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市を創造するとともに、すべての市民にとって満足度の高い、水と緑が魅せる心豊かな庭園都市を実現することを目的とする。

（構成等）

第2条 市の組織として、局及び室を置く。  
2 局及び室は、市民の視点に立った具体的な目標を定め、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するとともに、その成果について評価を行う。

3 前項に規定する評価は、市長、副市長、局長で構成する会議において総括する。

（任務）

第3条 局及び室の任務は、次のとおりとする。

秘書広報室

（1）市政に関連する情報の収集、調査、調整などによる市長の補佐

（2）市政に関する積極的で分かりやすい情報の提供

行政改革推進室

（1）市民の視点に立った行政評価による行政改革の推進

（2）市民満足度を高め、経営感覚で行動でき、働きがいのある組織・体制づくり

安全・安心ネットワーク推進室

- (1) 市民との協働による豊かで活力ある地域づくり
- (2) 市民の高い意識に支えられた安全と安心の地域づくり
- (3) 市民の市政に対する意見等の積極的収集と総合調整

〈条例事項でない組織の設置〉

岡山市事務分掌規則

第1条 岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号）第4条の規定に基づく局及び室の内部組織は、次のとおりとする。

- 秘書広報室
- 人権推進室
- 行政改革推進室
- 安全・安心ネットワーク推進室
- 新市建設計画推進局
- 総務局
- 総務企画課
- 庁舎管理室
- 政策法務課
- 行政執行適正化推進課
- 防災対策課
- 文書管理公開課
- 文書係
- 統計係

情報公開室

- 人事課
- 人事係
- 労務係
- 職員研修所
- 職員課
- 厚生係
- 保健年金係
- 給与係
- (中略)
- 第24条 各課、室、係及び所の分掌事務は、次のとおりとする。

政策法務課

- (1) 政策形成における法的支援に関すること。
- (2) 条例、規則、告示、訓令等の作成支援に関すること。
- (3) 法規の解釈及び法的意見に関すること。
- (4) 行政手続条例に関すること。
- (5) 訟務に関すること。
- (6) 顧問弁護士に関すること。
- (7) 法律顧問に関すること。
- (8) 政策法務に関する情報の収集及び研究に関すること。
- (9) 政策法務研修に関すること（OJTを含む）。
- (10) 政策法務に係る局内調整に関すること。

5 長の補助機関

長という自治体の執行機関の事務執行を支える官僚機構を構成する補助機関です（自治法161条以下）。補助機関は、副市長などの特別職を含め、一般の職員も執行機関の補助機関です。高度な政治判断を伴う領域や強いリーダーシップが求められる事を別にすれば、定型的な事務の執行のみではなく、自治体の主要な政策の企画・立案にいたるまで、深く関与しています。市町村の具体的な補助機関としては、副市町村長、会計管理者その他の一般の職員などがあります。

6 執行機関の多元化

首長は、自治体の代表機関の一つですが、唯一の執行機関ではありません。首長のほか各種行政委員会の委員会や委員を執行機関とする執行機関多元主義がとられています（自治法180条の5以下）。行政委員会制度は、行政の分権化、中立的意思決定、専門性の観点から戦後アメリカから導入された制度です。委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員などがあります。

監査委員は独任制の機関ですが、その他はほとんどが合議制の機関です。この委員会制度ですが、①憲法レベルで採用された二元代表制と矛盾するのではないか、②委員会の委員の人選は実質的には首長が行うことから首長に優位性があり、中立性の観点から問題があるのではないかといった指摘もあります。なお、委員会には事務局があり、事務局を構成するのは、行政委員会の補助機関たる職員ということになります。

## 7

### 行政機関と権限行使

#### (1) 権限行使の主体

地域の行政活動を担う主体は、地方公共団体です。地方公共団体は、自治法2条1項の定めるところにより、法人とされ、権利義務の主体となります(行政主体)。国については、このような実定法上の定めはありませんが、当然に権利義務の主体と考えられています。この行政主体が行政活動のために有している機関を行政機関といいます。この行政機関は、その権能により、行政庁をはじめ、補助機関、執行機関、議決機関その他の機関に分類されます。

このうち、もつとも大きな役割を担うのが

図 6-2 行政組織

行政主体 (行政活動の主体)

行政機関 (行政主体が活動するための組織)

- 行政庁 (行政主体の意思を決定し、それを対外的に表示する機関。行政行為を行う機関。首長、行政委員会など)
- 補助機関 (副市長、一般の職員)
- 執行機関 (滞納処分を執行する職員など)
- 議決機関 (議決により行政庁の意思決定に関与する機関。自治体議会など)
- その他機関 (諮問機関、監査委員など)

の遂行を補助する機関のことです。執行機関とは、徴収職員や警察官のように住民に対して、実力を行使する法令上の権限を有する機関です。議決機関とは、議決により行政庁の意思決定に関与する機関であり、自治体議会がこれにあたります(自治体議

行政庁です。行政庁とは、行政主体の意思を決定し、それを対外的に表示する機関です。自治体では、地方公共団体の長、教育委員会をはじめとする行政委員会、建築主事などがこれにあたります。また、次に述べる権限の委任により、下級の行政機関が行政庁の性格を取得する場合があります。補助機関とは、自治体の副知事をはじめとする行政庁の職務

会は、立法機関としての性格も兼ね備えています)。なお、自治法に執行機関という概念があります。この執行機関とは、議事機関である議会との関係で、法令や条例を執行する長や行政委員会のことをいい、行政法上の執行機関の概念とは異なります。

ところで行政機関は、自身が責任をもつて、与えられた権限を行使しなければなりません。法令の定めがないにもかかわらず、これを放棄したり、他の行政機関に委譲することはできないと解されています。しかし、行政機関が法令により与えられた権限を全て行使することは、組織運営の観点からすると不経済です。このため、行われるのが権限の委任、権限の代理、専決(代決)などの権限代行です。

#### (2) 権限の委任

権限の委任とは、行政機関が法律上定められた自己の権限の一部をその下級行政機関や上下関係のない他の行政機関に委任すること(自治法153条ほか)をいいます(自治法153条ほか)。権限の委任があったときは、その委任の範囲内において、受任者の権限に属し、受任者は、自己の権限として自己の名と責任において、これを行使します<sup>(1)</sup>。

委任関係が成立することによって委任機関と受任機関との間で当然に指揮監督関係が成立するわけではありません。しかし、市長が

生活保護法19条4項に基づき、同法の権限を福祉事務所長に委任するケースのように、委任機関と受任機関との間にもともと上下関係がある場合では、委任関係成立後も委任機関は受任機関に対して指揮監督権を行使できることはいうまでもありません。<sup>3)</sup>

この権限の委任ですが、法令で定められた権限の所在を変更する大変重要なものですから、法令の根拠がなければできないと解されています。また、委任機関の固有の権限（例えば長の議会招集権）や法令でその委任が禁止されている権限（地方教育行政の組織及び運営に関する法律26条2項）などについての委任は認められません。

権限の委任について、特に法令上、委任の形式が指定されていない場合であっても、実務上は、委任機関たる行政機関が定立可能な規則等によって委任の範囲等を定めています。  
〔下級行政機関への委任〕

岡山市福祉事務所長委任規則

(目的)  
第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任することにより、福祉に関する事務の能率的な運営を図ることを目的とする。  
(委任事務)

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「自立支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第19条第4項の規定に基づき、福祉事務所 所長（以下「所長」という。）に次の事務を委任する。  
(1) 生活保護法第24条の規定による申請による保護の開始及び変更に関すること。  
(2) 生活保護法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。  
(以下略)

(3) 権限の代理

権限の委任によく似たものとして権限の代理があります。権限の代理とは行政機関の権限の全部又は一部を他の行政機関が代わって行使することをいいます。権限の委任のように権限の所在が変更されるものではありません。権限の代理には、法定代理と授權代理の2種類があります。

このうち法定代理（自治法152条）とは、一定の法定要件事実の発生により何等の行為を要せず、長の職務の全てに法律上当然に代理関係が生じるものです。この法定代理には、

図 6-3：権限委任の根拠法令

自治法上の行政機関	受任機関	根拠条文
長	補助機関たる職員、管理に属する行政庁	自治法153条1項及び2項
	行政委員会、行政委員会事務局職員等	自治法180条の2
教育委員会	教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律26条1項。なお、教育長は、同条3項の規定により、さらに事務局の職員に権限を再委任できる。
選挙管理委員会	補助機関たる職員	自治法193条による自治法153条1項の準用
人事委員会	他の行政機関、人事委員会事務局長	地方公務員法8条3項
代表監査委員	補助機関たる職員	自治法201条の規定による同法153条1項の準用
地方公営企業管理者	企業職員	地方公営企業法13条2項
	他の地方公営企業管理者	地方公営企業法13条の2

代理機関が法定されている狭義の法定代理（自治法152条1項）と被代理機関が代理機関をあらかじめ指定しておく指定代理（自治法152条2項、地方公営企業法13条1項）があります。

一方、授權代理（自治法153条1項）とは、市長の海外出張などに一時的に行われるものです。代理する機関は代理者であるこ

とを外部に表示して(〇〇市〇〇市長職務代理者〇〇など)権限を行使し、その行使の法的効果は被代理機関に帰属します。委任のようには代理機関が自己の権限として行使するものではありません。

#### (4) 専決・代決

専決とは法令により権限を与えられた行政機関が補助機関にその決裁権限を委ねるものです。実務上常時行われるものが専決と呼ばれ、専決するものが不在の場合に行われるものが特に代決と呼ばれています。専決は、いわゆる内部委任であつて権限の委任と異なり内部委任を受けた補助機関の名で対外的な法律上の行為が行われるものではありません。この意味において、委任や代理関係は、存在せず、単なる事務処理手続なのです。このため、原則、専決・代決権者は、対外的に責任を負いません。ただし、自治法242条の2第1項4号に規定する「当該職員」には、この専決・代決権者も含まれ、住民訴訟制度において、地方公共団体に対する個人の賠償責任を負う立場となります(最判昭和62・4・10)。

#### 【重要裁判例6—1】

「『当該職員』とは、住民訴訟制度が法242条1項所定の違法な財務会計上の行為又は怠る事実を予防又は是正しもつて地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものと解されることからすると、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至つた者を広く意味し、その反面およそ右のような権限を有する地位ないし職にあると認められない者はこれに該当しないと解するのが相当である」(最判昭和62・4・10判時1234号31頁)。

## 8 附属機関

### (1) 附属機関の意義

自治法上の附属機関とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な調停、審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関の総称です。このうち、「調停」とは、第三者的立場で紛争の当事者の互譲によつて紛争の妥当な解決を図ろうとすることをいいます。

また、「審査」とは特定の事項について判定をなし、結論を導き出すために内容を調べることを、「諮問」とは特定の事項について意見を求めることを、それぞれいいます。

### (2) 附属機関の設置とその法形式

附属機関の設置については、その設置根拠が法律にあるものを除くほか、条例で定めることが必要です(自治法138条の4第3項)。この一方で、附属機関の性格を有するものであつても、通常の事務執行の延長的なもの、対住民性のあまりないもの、臨時的なものについては、要綱による設置を慣行化している自治体もあります。このような解釈は、自治法の趣旨に適つたものなのでしょうか。

この点に関し、国の行政解釈では、附属機関たる性格を有するものは、その名称のいかんを問わず、また、臨時的、あるいは、速急を要する機関であつても全て条例によらなければ設置できないとされています(行実昭和27年11月19日自行政発139号)。ただし、長の補助機関である職員のみで構成される業務遂行に関わる検討委員会などは、例外とされています(行実昭和28年1月16日自行政発13号)。その活動が長の補助機関としての職務活動の一形態に過ぎないという理由からです。次に裁判所の解釈はどうでしょうか。最高裁の判断はありませんが、下級審の裁判例は

あります。その一つである岡山山地判平成20・10・30（判例集未登載）は、「附属機関を置く場合は必ず法律又は条例によらなければならない」としています。このような解釈は、同種の事件を扱った他の下級審判決でも同様の判断がなされています。また、国の行政解釈と同じく、自治法138条の4第3項の文理解に忠実な解釈といえます。

#### 【重要裁判例6—2】

「地方自治法138条の4第3項は……普通地方公共団体が任意に附属機関を設けることを認めるとともに、附属機関を置く場合は、必ず法律又は条例によらなければならないことを定めたものであり、各執行機関において規則、規程、要綱その他の内部規律に基づいて附属機関を設置することはできない。附属機関とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な調停、審査諮問、調査等を行うことを職務とする機関であり、その名称は問わない。」（岡山山地判平成20・10・30）。

#### (3) 附属機関の設置と国の立法政策

国会は、国民によって直接に選挙された国会議員で構成される国権の最高機関です。内閣は、直接国民によってではなく、国会の信

任により組織されます。このシステムのもとでは、行政組織の組織編成権は、原則、国会にあり、国会の制定する法律に基づき組織されます。これに対して、自治体は、ともに直接住民から選挙された長と議会という二元代表制をとっています（憲法93条2項）。この二元代表制のもとでは、理論上、住民により直接選挙され長が組織編成権を有することになります。

しかし、憲法92条により、長の組織編成権を含めた自治体の組織及び運営に関する事項全般が国の立法政策に委ねられているのです。これにより自治体では、附属機関のみならず、長が直近下位の組織を設置することも条例事項とされています（同法158条1項）。このような立法政策がとられている理由は、議会が附属機関等の設置の判断に際して、チェックを行うことにより、設置に関する民主的コントロールを及ぼすためであると考えられます。

#### (4) 条例設置が必要な附属機関の範囲

国の行政解釈や裁判例は、附属機関の性格を有するものについて、全て条例設置が必要であるとの解釈をとっています。

こうした考え方に対し、長の組織編成権を尊重する立場から、国の行政解釈や裁判例とは異なり、条例設置が必要とされる附属機関

の範囲を縮小解釈し、より二元代表制のシステムにマッチした結論を導こうという考え方があります。その場合に、条例設置が必要とされる附属機関であるか、それとも条例設置が必要とされない附属機関であるかを判断するメルクマールが必要になります。そのメルクマールとして、臨時性のメルクマール（臨時的であれば、行政組織性がなく条例設置の必要性がない）、権利義務への影響性メルクマール（権利義務に影響を及ぼすようなものでなければ、条例設置の必要性がない）などの考え方があります。

確かに、条例設置が必要な附属機関の範囲を限定的に解釈することにより、長の組織編成権をなるべく広く認めようとする考え方には、一定の合理性はあります。しかし、長の組織であっても、その設置についての民主的コントロールの度合いを高めるといふ観点から、文理に忠実に解釈し、全ての附属機関を条例設置とする考え方のほうが、より支持されるでしょう。附属機関設置条例主義とは、附属機関設置の必要性について、議会においてチェックするシステムなのです。

#### (5) まとめ

以上のように附属機関の性格を有する組織については、全て、条例で設置することが必要であると考えられます。このため、要綱で



附属機関を設置することは避けるべきです。

もちろん、専門家による意見聴取会を開くことにより、専門家の意見を集約したり、行政と市民の意見交換会を開くことにより市民のニーズを把握するなどの工夫で、附属機関を設置しないで、附属機関を設置するのと同様の目的を達成することも可能です。

附属機関を設置する場合に、本当に附属機関を設置する必要があるかどうかを慎重に検討することは大変重要です。附属機関の設置は、長の判断の専門性を確保するというメリットはありますが、他方、判断に時間を要するといった非効率性や、組織が肥大化するというデメリットがあります。そして、最も大きなデメリットは、附属機関に事実上判断を丸投げしたり、執行機関自らの判断回避や思考の停止にもつながりかねないということとです。原課自身が決断したくないからとか、外部の委員を入れておくほうが判断に権威があるからといった安易な理由での附属機関の設置を考えているとすれば、再考の余地があります。

〔注〕

(1) 自治法153条1項は、補助機関たる特定の職員に長の権限を委任し、又は臨時に代理させるための根拠規定である。長がその所属

の職員を訴訟代理人(指定代理人)に選任する場合には、本項の規定により、訴訟遂行の権限を委任することになる。一方、同条2項は、特定の職員ではなく、行政機関たる特定の行政庁に委任するための根拠規定である。

(2) 立法例としては、「行政庁」に委任するものほか、地方税法3条の2の規定のように「行政庁」にこだわらず、地方事務所や区の事務所の長といった「行政庁」以外の行政機関に委任できるとする例もある。

(3) 生活保護法19条4項は、「その管理に属する行政庁に限り、委任することができる」と定めている。受任者を福祉事務所とする場合、福祉事務所長が「行政庁」に該当するかどうか問題になる。福祉事務所長には、同法29条により、官公署への調査嘱託及び関係人への報告徴収の権限を与えられている。このことから、福祉事務所は「行政庁」であると解することができる。



●第26号(2011年8月発売) 定価1,200円(税込)

・特集 農商工連携と自治体

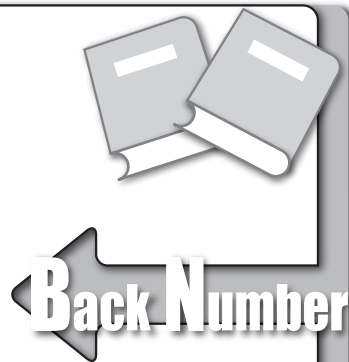
「農商工連携促進法」制定の背景と意義  
農商工連携と自治体の役割  
—商工系と農林系の垣根をどう乗り越えるか—  
農商工連携のビジネスモデルと成功のポイント  
注目される農商工等連携の先進事例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例  
所沢市空き家等の適正管理に関する条例について  
～生活環境の保全と防犯のまちづくりの推進のために～

・トピックス

弁護士ゼロ地域の解消  
自治体間の災害時応援態勢



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <http://gyosei.jp>  
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 受付